

特 記 仕 様 書

令和 8 年度

町道 3003 号線舗装補修工事

町道 3003 号線

九十九里町片貝地先

九十九里町

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月改定）（以下、「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。なお、点検員は当該工事の監督職員、現場技術員及び事務所の職員とし身分証明書を携帯し、胸に所属、役職、氏名、顔写真の入った名札を着用するものとする。

第3条 段階確認

1. 受注者は共通仕様書に記載のあるものの他、必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに、監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

第4条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、千葉県県土整備部が定める千葉県土木工事施工管理基準（令和7年10月改定）及び規格値によるものとする。
2. 工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準に記載する写真管理基準による。

第5条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
7. 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料（重油に灯油を混入した燃料等）は絶対に使用してはならない。

以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第6条 建設副産物

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源

利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（コブリス・プラス）」により作成し、施工計画書に含め各 1 部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各 1 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を 1 部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1 部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。

2. 建設廃棄物

- 1) 本工事で発生するアスファルト殻は、東金市小野 496-7、片道運搬距離 12.5 km の（有）地引組に運搬し、処理するものとする。

~~2) 本工事で発生する土砂は、片道運搬距離 1.5 km 以内に仮置きし、10 トントラックにて~~
~~片道運搬距離 km の~~ に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 7 条 建設リサイクル法

1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

- 1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。（以下「建設リサイクル法」という。）」に基づく対象建設工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

なお、建設工事請負契約書「6. 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等した施設名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、書面に添付する資料は「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に定めた「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を使用するものとする。

2. 受注しようとする建設業者からの事前説明に関する事項

- 1) 法第12条で、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し対象建設工事の届出に関する事項を記載した書面（説明書）を提出し説明を行うこととする。
- 2) 書面の提出は、契約に先立って行うこととする。
- 3) 書面は施工計画書に添付するものとする。

第 8 条 再生資源利用計画

1. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第 9 条 再生資源利用促進計画

1. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第 10 条 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理

1. 舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

2. 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

3. 本工事の舗装版切断時に発生する排水は、横芝光町曾根合 77、片道運搬距離 19.0km の丸源起業(株)に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 11 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、工事実施期間中、現道上の交通規制を伴う場合等は、交通誘導警備員を配置し、安全確保に努めなければならない。
3. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は下表のとおりとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人数の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工種	昼間作業	夜間作業	備考
工事実施期間中	2 人/日	－ 人	交替要員なし

4. 地下埋設物件等が予想される場合は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
5. 受注者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担により補修しなければならない。
6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。

第 12 条 工期

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 18 日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第 13 条 週休 2 日制適用工事（現場閉所による週休 2 日工事）

1. 本工事は、週休 2 日制適用工事である。
2. 受注者は、現場閉所による週休 2 日工事（月単位）として取り組むこと。なお、予定価格には 4 週 8 休達成相当の経費を補正している。
3. 受注者が週休 2 日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休 2 日交替制工事に変更することができる。
4. 週休 2 日制の実施にあたっては、千葉県県土整備部が定める「週休 2 日制適用工事実施要領（令和 7 年 10 月版）」に基づき行うこと。

第 2 章 材料

第 1 条 材料等

1. 工事着手前に使用材料表を提出し、監督職員の確認を受けること。

第 2 条 工事材料の品質及び確認

1. 受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他、必要と認められる工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

第3章 一般施工

第 1 条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
4. 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は、ISO規格に準拠した操作方式である標準操作方式の建設機械を使用すること。

第4章 その他

第 1 条 環境対策

1. 受注者は、千葉県が運用している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共事業における環境影響の低減」を推進し達成するため、施工計画書の“環境対策”に、独立した項目として「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。
2. 工事施工にあたっては、騒音・振動の軽減に努め、低騒音型及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。

第 2 条 工事における創意工夫等について

1. 受注者は、工事实施において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第 3 条 要望・苦情に対する対応

1. 受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対して親切丁寧に対応し、その内容をただちに監督職員に報告すること。

第 4 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置を講ずるものとする。

第 5 条 付則

1. 仕様書に定めのない事項や、内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

第 6条 火災保険等

1. 本工事の完成引き渡しまで、工事目的物及び工事材料を火災保険、土木工事保険その他の保険に付するとともに、工事内容に応じた適切な請負業者賠償責任保険等に付すること。

なお、保険適用範囲にかかわらず受注者が第三者に損害・迷惑をかけた場合は、受注者の責において処理することし、既設構造物に損害を与えた場合もこれと同様とする。

施 工 条 件 の 明 示

工事名：町道 3003 号線舗装補修工事

路線名：町道 3003 号線

工事箇所：九十九里町片貝地先

発注者名：九十九里町

明示項目	明示事項
工程関係	・ 工期は、「特記仕様書」のとおりとし、履行報告書により実施工程表を監督職員に提出し、その了解を得なければならない。また、実施工程表により工程管理を行い、変更が生じた場合には監督職員に報告し確認を得ること。なお、履行報告書は毎月末に提出すること。
用地関係	・ 河川用地、民地及び道路用地等の境界には注意を払い施工すること。 ・ 民地を借地する際は、用地境界を明確にし、借地箇所、借地期間、復旧方法等について、監督職員と協議すること。
公害対策関係	・ 本工事で使用する建設機械は、低騒音、排出ガス対応型を原則とする。 ・ 工事に伴う騒音・振動等に対し、十分配慮すること。
安全対策関係	・ 安全訓練等については、共通仕様書によるものとする。 ・ 作業中は適宜、交通整理員を配置すること。
工事用道路関係	・ 資材、重機の搬出入経路及び作業ヤードについては、現場精査後に検討し、施工計画書にて監督職員の確認を得ること。
仮設備関係	・ 仮設は任意仮設とし、現地の状況を把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において方法の決定、施工をすることとする。
建設副産物関係	・ 特記仕様書によるものとする。
工事支障物件等	・ 工事着手に先立ち現地調査を行い、工事支障物件等の有無を確認するとともに、支障物件等が発見された場合には、監督職員の指示に従うこと。
排水工（汚濁処理を含む）関係	・ 特記仕様書によるものとする。
薬液注入関係	・ 特になし
その他	・ 変更を要する事項及び設計図書などに記載なき事項等、疑義が生じた場合は別途協議する。 ・ 施工にあつては、関係者等と十分調整を図ること。 ・ 地権者や住民等の苦情には誠意を持って対応すること。